第2表

電気通信役務通信量等状況報告
都道府県間別回線数

サービスの種類（細区分）　IPﾙｰﾃｨﾝｸﾞ網接続専
伝送方式の種類
品目　IPﾙｰﾃｨﾝｸﾞ3種

都道府県 ＼ 都道府県	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県
北海道	36,775																								
青森県		6,017																							
岩手県			6,587																						
宮城県				20,762																					
秋田県					4,997																				
山形県						4,743																			
福島県							10,525																		
茨城県								19,065																	
栃木県									11,938																
群馬県										12,787															
埼玉県											50,911														
千葉県												45,687													
東京都													260,901												
神奈川県														88,927											
新潟県															13,840										
富山県																									
石川県																									
福井県																									
山梨県																			5,628						
長野県																				13,514					
岐阜県																									
静岡県																									
愛知県																									
三重県																									
滋賀県																									
京都府																									
大阪府																									
兵庫県																									
奈良県																									
和歌山県																									
鳥取県																									
島根県																									
岡山県																									
広島県																									
山口県																									
徳島県																									
香川県																									
愛媛県																									
高知県																									
福岡県																									
佐賀県																									
長崎県																									
熊本県																									
大分県																									
宮崎県																									
鹿児島県																									
沖縄県																									
合計	36,775	6,017	6,587	20,762	4,997	4,743	10,525	19,065	11,938	12,787	50,911	45,687	260,901	88,927	13,840				5,628	13,514					

注１　専用役務（映像伝送専用及び衛星通信専用を除く。）について記載すること。
２　契約約款等において規定するサービスの細区分ごとに別葉とすること。
３　伝送方式の種類（同期及び非同期）ごとに別葉とすること。
４　品目ごとに別葉とすること。
５　他の電気通信事業者の電気通信設備と接続される回線については、当該回線を利用する者の所在する都道府県間で設定されたものとして記載すること。
６　新たに契約を締結しない品目については、記載を要しない。
７　接続専用回線については、別葉に再掲すること。
８　「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本産業規格都道府県コードの番号の順序によること。
９　記載する都道府県の数に応じ、項及び欄を適宜増減すること。
10　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

令和3年3月31日現在

事業者名 東日本電信電話株式会社

京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	合計
																						36,775
																						6,017
																						6,587
																						20,762
																						4,997
																						4,743
																						10,525
																						19,065
																						11,938
																						12,787
																						50,911
																						45,687
																						260,901
																						88,927
																						13,840
																						5,628
																						13,514
																						613,604